

平成23年 9月 8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

15番	三浦義美	16番	中山金一
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	石川敏彦
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 財政課長	佐藤勝義	民生部次長兼 健康推進課長	渡辺安彦
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 土木課長	三輪真士
教育部次長兼 学校教育課長	服部忠昭	監 査 委 員 事務局長	服部正治
秘書企画課長	山口精宏	防災安全課長	伊藤久幸
税 務 課 長	伊藤好彦	収 納 課 長	服部誠
市 民 課 長	加藤恵美子	保 険 年 金 課 長	越川博文
環 境 課 長	伊藤邦夫	福 祉 課 長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所 長	佐野隆

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
農政課長	青木和巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	生涯学習課長	八木春美
十四山スポーツ センター館長	花井明弘	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若山孝司	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第41号 弥富市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第42号 弥富市交通安全条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第43号 弥富市暴力団排除条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第45号 弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第46号 平成23年度弥富市一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第8 | 議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 認定第1号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第2号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第3号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第4号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第5号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第6号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、三浦義美議員と中山金一議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 議案第41号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第3 議案第42号 弥富市交通安全条例の一部改正について

日程第4 議案第43号 弥富市暴力団排除条例の制定について

日程第5 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第6 議案第45号 弥富市総合社会教育センター条例の一部改正について

日程第7 議案第46号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第47号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第48号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第49号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 認定第1号 平成22年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第2号 平成22年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第3号 平成22年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第4号 平成22年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第5号 平成22年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第6号 平成22年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第7号 平成22年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第8号 平成22年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（伊藤正信君） この際、日程第2、議案第41号から日程第18、認定第8号まで、以上の17件を一括議題とします。

本案17件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、三宮十五郎議員、お願いをします。

12番（三宮十五郎君） おはようございます。

決算委員会もございますので、ここでの質疑は基本的なことさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、実情をリアルに反映した予算編成を行い、市民と議会、行政が認識を一致させるための一層の努力を求めるということについて、本決算を中心にお尋ねをいたします。

今、服部市長の意向もありまして、いろんな形で、財政につきましても、あるいは予算につきましても、いろんな資料が議会にも示されるようになってまいりまして、私どもはそれを見ると、弥富市の特に財政の状態というのは、実態と予算や決算というのはまだかなりかけ離れているのではないかと思います。努力をしていただくということで、この間の議会の中でも私どもも繰り返し求めてまいりましたが、残念ながらかなり、特に22年度などは前年度等に比べても実際の収支と決算の中で、要するに行財政の運営ということで見ますと、数字が間違っておるということではありませんが、弥富市の財政の実態を広く市長や職員の皆さん、市民の皆さん、議会が共有するという面では、かなり問題があるということを感じておりますので、まず最初に、そのことを中心にお尋ねをしたいと思います。

弥富市の行財政運営につきましては、平成17年度には2割カットをしなければいけないということで、かなり乱暴な予算の切り込みが行われました。その当時、当初予算の収入見込み額は94億6,000万円ほどでございましたが、弥富中学校の建設用地の取得等が、平時にはない予算がその中に7億円余り組み込まれておりますので、実際のそれを除きますと87億5,200万で、前年度の82%に削り込んだ予算が編成をされました。決算では103億9,200万円になりまして、全く実態を反映しないものとなりましたが、そのときに区長や区長補助員、民生委員さんの手当を削ったり、いろんな住民サービスを2割削らなきゃいかんということを経験して、私どもはその経験から、本当に市の行財政の実態を広く議会や行政当局、市民が共有することがどんなに大切なことかということを感じてまいりました。

市長が就任された平成19年度には、前市長が編成した予算でもありまして、とても通常は賛成できるものではないが、市長が改善の努力をするということを表明されたこともありまして、実際は大きな手直しもせずに賛成をして、平成20年度につきましては、そうした私どもの指摘もあってなのか、職員の皆さんが、市長を初めとして尽力をされたのか、かなり改善をされておりましたが、22年度の決算では、それがまたかなり実際とかけ離れたものになっているのではないかと思います。

具体的に問題を申し上げますと、弥富町時代を通じまして、平成14年から16年度の間は、当初予算の収入見込みと決算の差というのはごくわずかでありました。例えば平成14年度は、当初予算の収入見込みが102億円、決算額は102億2,200万円、それから15年度は、当初予算が100億2,000万円、決算は102億500万円、16年度は、見込みが108億4,000万、決算は106億

8,600万円、予算と決算の差はごくわずかでしたが、17年以降から予算と決算は大幅な食い違いが生じるようになってまいりました。その大きな理由というのは、一つは税込ですね。最も市の基本的な収入であります税込、それから当然その前年からの繰越金、前年の収支の結果発生する、この税込と繰越金の、一番自主財源の基本のところでもあります。実際の収入見込み額と予算に計上する額の間にはかなりの差がずっと発生しております。これに地方交付税を加えた当初見込みと決算の実際の差で言いますと、今申し上げました平成17年度は何と9億4,200万、予算全体の9.96%も乖離がありました。18年は7億7,100万、6.35%、さらにだんだん予算は大きくなってきますから、19年度はその差が10億8,600万、7.7%、これが平成20年度は4億3,300万、3.41%に縮小しております。21年度は5億2,300万、5.41%、22年度は7億4,400万で5%でございますが、予算規模が大きくなるに従って、実際の額というのはかなりふえてきております。

しかも、この平成17年から22年度までの間で見ますと、弥富市では、弥富中学校の用地取得と建設費で39億6,300万円、それから小学校の耐震補強等を中心にいたしました工事請負費が8億7,200万、弥生保育所の建設が7億600万であり、これに同報無線と、それからケーブルテレビの支出を合わせますと4億5,000万で、6年間で59億9,100万、あまり平時にはない特別な支出がありまして、こうした支出があることもありまして、尾張8市の中でも、普通建設事業と言われる投資的経費は全体のたしか18%近くだったと思いますが、8市の中で1番の位置を占めております。

積立金はほとんど減らずに、借金は確かにそういう大事業をやっていますからふえておりますが、そういうことからいいますと、こうした当初予算と実際の決算との間に差があるということは、私、このたび各課長などの皆さんと話をした中で、本当に弥富市の財政は厳しくて、ぎりぎりで職員もどんどん削ってきておって、そんなに住民の要求を聞けといったって、とても聞ける状態ではないということが当たり前のように話されますが、実際のこの予算の組み方、こんな留保財源があるということについて、恐らく私たちもなかなか理解ができなかった。

新年度予算を、最近、毎年中日新聞で比較でグラフをつくって出されますが、見ますと、繰入金や今までためたやつをそこらじゅうから引っ張り出して、いっぱい山のようにやって、大変苦労しながら予算を組んでおるなというふうに、それだけ見るとだれもが思うような予算の組み方ではありますが、今のような高額な留保財源を持ってそういう形をつくっておけば、私は、これは市民に対してもそうですし、市の各担当課が自分たちの仕事をしていく上で、市の財政状況をなかなか正しく理解できない、そういう原因にもなっていると思っております、どうして平成14、15、16年度はほとんど当初予算と決算の額が変わらないような予算が編成することができて、今いろんな努力をされながら、一時のむちゃくちゃな状態は、私どもも

これは行政のていをなしておらんということで、こんな市政は退場してもらわ以外ないという立場をとってきましたが、努力をされている中で、なおかつ今のような大きな差が出てきている原因についてどのようなお考えになっているか、まずお尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、当初予算の編成においては、歳入におきまして、社会経済情勢や国・県の政策動向等を踏まえて、さらには過去の収入実績等も検討しまして、適正額の計上に努めております。

さらに、歳出におきましては、義務的経費を除く継続的経費において枠配分方式を導入しまして、さらには決算額との乖離が大きい項目については、予算を減額するように指示しております。そういった状況の中でも、予算額と決算額の乖離があるということですが、これにつきましては、今後乖離が少なくなるように、さらなる努力をしてみたいということでございます。

それで、なぜ最近乖離が大きくなってしまったかということで、その分析でございますが、例えば交付税をとりましても、国の交付税算入の計算式がかなり複雑で、いろんな要素を絡めて計算する部分もあります。そういった面で、なかなか完全には交付税や臨時財政対策債発行額の見込みを、当初予算において実際の決算見込みを出すことは非常に難しい問題もありますが、たまたま本年度、23年度におきましては、かなり近い額で計上することができました。これにつきましては、県の方のヒアリングを受けたときも、かなり他団体に比べて近い額で計上しているというお言葉をいただいております。こういった努力もしていますので、さらに他の分野におきましても、極力決算見込みに近づけるような研究をして、当初予算において決算とそんなに乖離がないように、今後努めていきたいと思っておりますので、御理解お願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、私、収入予算について申し上げたんですが、今、次長の方から、そういう乖離の大きいものについては予算を減額するように努力をするということが述べられましたが、実は歳出予算の中で、これは佐藤次長や財政当局の方が非常に努力をしてくっていただいた資料で、私は非常に参考になる資料だというふうに思っておりますが、平成22年度を頭にいたしまして3年間の収支見込みをつくられて、そういう努力をしているということですから私にも下さいということをお願いして、それを比べてみると、実は、今、次長が言われたことと実際には少し、特に基本的なところでその努力があまりされていないのではないかと思えないようなことがありますので、少し立ち入ってお尋ねいたしますが、例えば22年度の決算で、歳出と歳入の見込みを、さっき次長がおっしゃられた義務的経費とその他の経費、それと投資的経費の三つに分けて見込みを立てる。それから収

入につきましては、自主財源と依存財源というふうに分けて見込みを立てるというやり方をとっておりますが、この収入の面で、私、非常に気になりましたのは、まず事務的経費の中の人件費ですね。これが、例えば今年22年度の場合は、当初予算が28億2,200万円でございましたら、決算額は24億3,300万で、3億8,900万円もの当初予算と決算の間に差がございます。このときの22年度の最終見込みに対しても、なおかつ2億9,100万円の差がある。人件費で、こういう傾向がここ何年か続いておりますが、当初予算と最終見込みとの間にこんな差は実際にあり得ないことであると思うんですね。給与体系は決まっておりますし、昇給率やそういうのも決まっておりますから。ところが、このことがずうっと最近数年間、よく似たような傾向でやられております。

本年度につきましては、23年度予算は、例の3年間の見込みでは22年度と変わらないという見込みでありましたが、ここだけは26億6,100万に一定引き下げられておりますが、しかし、この間ずうっと20年度も21年度も22年度も人件費についてはそういう扱いがされ、全体として決算額は、20年度の人件費につきましては、決算額25億5,400万が、21年度は25億2,000万、22年度は24億3,300万と減り続けておりますが、今言ったような差はずっと同じような形でございますし、22年度につきましては3億8,900万の見込み額と当初予算額との差があり、最終見込みとの差が2億9,100万ございます。

それから、その他の経費の中で、これも実際には、結構当初に見込めるはずの物件費が、本年度は当初予算が22億1,300万に対して決算額は18億9,700万で、3億1,600万の差があり、最終見込みとの間でも、ここも3億円の差があるということでありまして、予算全体にいろんな変動があることは当然であります。こういう最も基本的なところで、しかも、実際に当初、大体見込めるところでこういう歳出の方で差があることが、一つは収入の方でも差があり、もう一つは収支の方で不用額が非常に大きくなっていく大きな原因の一つではないか。多分ここを見ますと、ここを調整用に使っておるということも見られますが、それにしてもこの差というのは、特に人件費、物件費という一番市の仕事で基本的なところでございますので、こういう差が当初予算と決算の間で生じるということは、やはりこの予算の組み方、あり方、考え方に改善しなきゃならん問題があるんじゃないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） まず人件費につきましては、最終予算の見込み額と決算額が乖離があるという部分、これの一つの理由としまして、嘱託員さんの給料を性質別で人件費で計上しておったわけです。これが、県の考え方、市町村課なんですけど、これにつきましては、物件費の方で、性質別においては計上を切りかえるというようなお話がございましたので、そういったことで結果的に決算額で人件費が小さくなったということでございます。

ます。

それで物件費につきましては、最終予算と決算額の乖離につきまして、これはという大きな理由は今ちょっとわからない部分がありますが、最終的に予算で不用額があるわけですが、不用額ということは予算は削らなかった、当然のことです。ですから、最終見込みのところには支出したのとして計上されてしまうわけなんです。ところが、現実に支出しなかったものですから、そこで決算額が少なくなったということで、あと大きな要因があるかはわかりませんが、ちょっと今この場でわからない部分でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 実は、私も人件費と物件費というのは、今、次長の方でも話がありましたように、委託だとかそういうことで職員を減らしていくと、こっちの費用が当然ふえるという相関関係がありますので、だから、どっちかがということじゃなくて、両方が、20年度も21年度も22年度も今のような状態があるというのは、やっぱりうちの予算の組み方のどこかに問題があるのではないかということと、もう一つは、職員の給与については、合併当時の非常に低い状態ではまずいということで、当時も、今の市長になられても、改善をするということではいろんな努力もされておりますが、実際には、国の全体の削減の中で、全体としては、人数が減る以上に人件費が減っておるということも含めて、それから本当に弥富のいろんな制度をつくっても、やっぱり市民にきちんと周知をしたり、市民の様子を聞いたりするという作業を抜きにして、本当に市民のために役立つ仕事というのはなかなかできないわけでありまして、こんな形で予算が全体として組まれ、しかも不用額がいっぱい出るということであれば、これは一工夫も二工夫もしていただいて、本当に今の大変な市民の暮らしにこたえる、それから職員の皆さんが大変な苦勞をしながら頑張っている中でいろんな問題が発生しておりますが、具体的な問題については、安井議員の方からお尋ねがあると思いますので私はそこはやめますが、こういう予算の編成や決算のあり方を考えると、今、次長の方もなぜそうなったのかちょっとわからんところがあるというんですが、私どもも、実はこういう資料をいただいて初めてこういう仕組みになっておって、これは私自身も具体的に何が問題かよくわからんところがございますが、しかし、人件費やそういうものが予算を組まれておっても使わないという状態は非常にまずいと思いますので、実際に必要な職員の配置をする仕事ができる仕組みにさせていただく上でも、ぜひ具体的に原因を明らかにしていただいて、問題点を改善していただきたいと思います。この点は要望にとどめて次の質問に移りたいと思います。

次に、今、市では行革大綱だとか、いろんな形で数値目標も決めて、予算の節約だとかをやっておりますが、弥富町、あるいは市自体を通じまして、市民や議会、行政が、多年にわたるさまざまな形で無駄遣いをなくす行政改革の協働の取り組みの活動がございましたが、

それを一層発展させていくことについて、少し立ち入ってお尋ねしたいと思います。

一つは、実際の市場価格と行政が購入している価格との差が非常に大きいということがこの間問題になりまして、これは全国的にもそうではありますが、公共単価が実際の市場価格に比べて高過ぎるということで、特に私が直接かかわった問題で言いますと、たしか平成10年当時だったと思うんですが、消防自動車の積載無線の購入価格が実際の市場価格に比べて3割、4割と高いという市民の方からの指摘がありまして、この場でも何回か問題にしたんですが、どの市町も同じ価格でやっていると。全く問題ありませんと、当時の担当者からの質問がありましたが、住民の方から、自分たちが扱っている同種のタクシーなどの無線なんかの仕入れ価格だとか、そういうものが提供されまして、余りにも差があるのではないかとということで、半年ぐらいすったもんだやって、結局、予定価格を絞って入札をやるということがございましたし、特にそのときに私の知り合いで商社に勤めている方からこういうお話がございました。

例えば蛍光灯一本につきまして、商品番号の下にXだとかLだとか一つつけるだけで、これは官庁用と。同じ商品番号で、民間と市町村に納入するものが違っておればこれは問題になるから、そういう細工をすることで官庁価格を高くつり上げておるといようなこともありまして、そういうこととあわせて問題にした中で、ようやく当時行政として、これは一定の改善をしましょうということがされて、そして、これは市長になられてからも、同報無線なんかの入札や何かも、特に電子・電気機器というのは実態と乖離が激しいということもあったと思いますが、されましたし、ケーブルテレビやそういうものも、この時期にはかなりの削減がされてきたということもございます。

それから南部水道や環境事務組合でも、環境事務組合の談合で問題になりました焼却場と焼却炉の建設に当たりまして、当時、私も環境事務組合の、当時は名前が違っておりましたが、そこの議員をしておりましたが、組合が事業予算を組んだときは300億円の事業費で、しかも三菱の意見も聞きながらつくりましたよね。ところが当時、既に新聞でもかなり談合の疑いがあるとか、いろんなことが言われておったこともありまして、実際には、たしか250億円まで絞り込んで落札がされるということで、50億ほど事業予算が削られましたが、さらに、それでも談合が認定されて、その後、遅延損害金も含めて20億円ほど損害賠償をいただくということもございましたが、実際に、かなり市町村が、なかなか実際の値段を知り得ない、あるいはその事業効果がわからんということで、特に焼却炉なんかにつきましては、大都市についてはそれぞれ研究しておると。ところが、一般の市町村はなかなかそういうことができないから言い値で通るといような言い方をしておることが報道されて問題になったんです。

特にこの環境事務組合につきましては、既に三菱は、今問題になっております焼却灰をス

ラグにするやつが営業運転をしておるといふ説明が私たちにされておったんですね。ところが、決定した後、私ども横浜市で営業運転をしておるといふことを聞きましたので行って、横浜市の鶴見の焼却場だったと思うんですが聞きましたら、実際には、横浜市としてはまだ、このラグにする技術が有効なものかどうか、共同で研究しておるけれども、そういう結論が得ていないというのを、国の方針によってそういうものをつけて、高額な補助金をいただいて、事業費をどんどんふやして建設がされた経緯もございますが、こうした無駄遣いをなくしていくという努力というのは、当然、今後もいろいろの間、市の担当者の皆さんも市長を先頭に努力をされてきたと思うんですが、こうした、本当に市民と一緒に、可能な限り、市が購入するものについて正常な価格で購入する努力をしていくということについては、こういう時期でございますので一層努力をしていく必要があると思っておりますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 今の御質問の件でございますが、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、今までも努力はしておりますが、今後、さらに一層、国や県の補助制度を利用して、補助金を活用できるものは補助事業に乗せるとか、あと地方債制度、これにつきましても調査・研究しまして、少しでも有利な利率で借りられる地方債、また交付税算入率が高い地方債、こういったのを活用することによって、より事業効果を上げたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） あと、例えば今年度の決算でも、たしか二千数百億円の道路の占用料だとか、それから公共物の使用料ということで収入予算が組まれておりますが、これにつきましても、かなり以前になります。当時は、道路にある電柱を移転するのに大変高額な費用負担がございまして、私どもが行政側に対して、公共用地をただで使わせておくのはまずいじゃないかという指摘をして改善を求めたことがございますが、そういう費用のことを考えると、結局、やったって市の経費だけが持ち出しになるぐらいであまり効果がないから、それを取らんことで中電はよけてくれるということ、よけてくれるもんでその方がいいということはずっと言われておりましたよね。それに対して、実際には愛知県もそれに近いことをやっておった時期もございまして、既に県は直しておったり、全国的にはそんなことは絶対にできない仕組みになって、特に国との関係はごく限られた一部の移転についてだけ国が負担をするという仕組みが確定してございまして、私ども、当時の共産党の県議団とも相談をしまして、いろいろ県の方でも努力をしていただいたこともありまして、結局、最終的に中部電力が、市町村がそういう条例をつくれれば条例に従うということが確約された中で、それでも結構時間がかかりましたが、今の制度が弥富市でも条例化されて、そういう収入が毎

年確保される。ことし22年度の決算の場合ですと、たしか33万円だけ移転補償で済む。今、次長もおっしゃられたんですが、こういう制度をきちんと見て必要な収入を確保していく。

それから、さっき次長がおっしゃられたんですが、今の国の財政の仕組みを活用した努力をしていくということなんですが、弥富町時代に、私たちが、議長も多分その当時も見えていろいろ御意見も出していただいていたと思うんですが、弥富中学校の移転改築と桜小学校のマンモス化対策というのは大きな課題になっておりました。

ずうっと結構長いこと議会では問題になって、最大の問題は、鉄筋コンクリートの建物の改築に対して国の補助金がもらえるかどうか、これがネックになっておって、ただ、当時、愛知県は中部空港や万博にかなり力を入れていることもありましたので、弥富町の当時の町長部局も、教育委員会も県に相談することもせずに、必要性は認めるがなかなか難しいといっずうっとこの問題を棚上げにしてきた経緯がございますよね。

たまりかねて、全員協議会の場合でも、私ども直接、当時の文部省へ行って、こういう問題があるがどうだということでお尋ねをしたら、もう、私帰ってきましたら当時の町長が、「三宮議員、やっぱりそういう制度あったんだなあ」と私に話をしてくれましたが、私たちが帰るまでに文部省の方から愛知県に連絡があり、愛知県を通じて弥富町に連絡があって、必要な手続をとって、一定の基準を満たせば補助制度を適用することになっておりますから、問題があれば県を通じて申請してくださいと通知があったと。

そういうことが、本当に今のような、職員が朝から晩まで仕事に追いまくられる、それから結構病気で在職中にも亡くなったり、あるいはメンタルの病気なんかでお休みになるような職員も多いようでございますが、こんな働き方をしておっては、そういう制度をきちんと研究して二重投資をしないようにしていく。当然、それはまたトップの人たちの責任でもありますが、長年にわたって議会から指摘をされて、それでも解決できなくて、私どもが直接文部省に行って聞いて、初めてその道が開けるなんていう。

当時の仕組みから言いますと、ずうっと長期に弥富町は交付団体でございましたから、そのころに早く手をつけておれば、今のような1,000人規模になって、新たに600人の学校をつくって、残りは400なんていうような二重投資を防ぐことができますので、どっちにしたって大きい事業はなかなか単独ではできないのが今の国と地方の関係でございますので、そういうことが考えられる職員の職務の状態をきちんと保障していくというんですか、随分、今尽力はされておると思いますが、そういうことを考えることが、ますます今の時期に大切になっていると思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

先ほど弥富中学校の改築問題等の国の補助金等々の問題につきましては、私もその当時、

三宮議員の御質問の議事録を読ませていただきました。やはり財政に強いというか、そういう担当者がまさに必要だなということを強く思うわけでございます。いろんなことに対して、我々はそれぞれの所管の方から県を通じ、あるいは国の方という形の中で、いろいろと仕事をさせていただかなければならないことがあるわけでございます。

しかしながら、小学校・中学校の問題につきましては、基本的には建設工事に対する免責であるとか、あるいは校舎棟、体育館等におきましては、国の負担金という状況の中での補助金が一定額つくことになっております。これは今も昔も変わらないわけでございます。そしてまた、いろんな学校におきましては対象の施設があるわけでございますけれども、例えばプールであるとか給食棟につきましては、それを設置するかしないかという問題。あるいは給食棟におきましては別途にそういった施設をつくって、いわゆるセンター方式ということも考えられるわけでございますので、そういった形の中での給食室のあり方においては、補助金という問題ではなく、交付金という形の中でそれが支給されると思っております。

私も今回、（仮称）第二桜小学校の建設に対しては、議員の皆様の御尽力をいただきながら、県の方の教育には何回も御相談を申し上げました。そして、国の方におきましても足を通わせていただいたという状況でございまして、総額といたしましては6億2,500万という多額の補助金と交付金をいただいております。そういった形の中で、それぞれの制度というものがあるわけでございますので、それに精通していくことが、基本的には財政に強い担当者を育成していかなきゃならないということにつながってくるわけでございます。今後も、議員各位の御指導をいただきながら、財政に強い担当者を一人でも多く育てていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） いろいろお尋ねしたいことございますが、時間の関係もありますので、あと入札問題について少しお尋ねしたいと思います。

最近、全国的な大手企業の仕事がないということもあったと思いますが、この競争の激化も伴いまして、特に大型事業におきましては、相当、従来考えられなかったような低価格落札が行われております。

もう一方で、弥富町時代から行っております、そんなに高額ではない指名競争入札のものにつきましても、以前、私どもがいろいろお尋ねをしましても、結局、前年の実績だとか、そういうものを重視している仕組みもございまして、新規の人たちがなかなか入札に参加できないとか、あるいはしましても、これも以前申し上げたことがございますが、極端な場合は、入札につきましては130万円以上ということになっております。ところが、そういう新規参入業者が、少ない入札機会に参加して、そんな大きい工事じゃないですね。そしたら、たしか七十数万で、従来の常連の建設業協会の業者が落とすというようなことをやられると

か、それに対して、何遍私どもが申し上げても、担当者の皆さん、指名願が出ている業者でも、建設業協会の業者については一定割合で参加させるが、そうでないものは指名回数ゼロなんていうのがあって、改善を強く求めてきましたが、先ごろ市側から報告されたことによりまして、その点ではかなり改善がされてきておると思いますが、もう一方で、実際の入札の議員会報で配られた報告を見ますと、参加している業者によってかなり落札額に差が出る。その人が落とさなくても、要するに競争入札に真剣に取り組んでいるというふうに思われている業者が参加している落札額はかなり減るが、そうでないものは、最近は全体としては以前と比べるとかなり減っておりますが、それにしても95%前後というのは、まだ珍しいというかな。だから、ある条件のもとでは競争入札が担保されているけれども、そうでないところは、やっぱり従来型の入札制度という域を出ないというんですか、全体としてはかなり改善がされ始めてきておりますが、そういうことも含めて、実際の競争入札が保障される、またもう一方で、本当にそのことによって完成がちゃんと保証できないというようなことがあっては、これはまた市民の大切な財産、税金を無駄遣いすることになりますんで、あってはならないと思いますし、その辺の、最近の市の考え方については、この前一定のお話はありましたが、担当の副市長がたしか入札関係は仕切ってみえると思うんですが、今後どういう改善をしていくお考えなのか、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） まず今まで取り組んできた内容と申しますと、総合評価競争入札、あるいは制限つき一般競争入札、それから低入札価格調査、それから電子入札の導入など、入札制度の見直しをしてまいりました。

また、これは課内のことでありますけれども、21年度には契約検査グループを総務課に一元化して、工事の入札・契約事務を一元化してまいりました。

今後、県内の各市の状況を調査して、さらなる改善を行っていきたいと考えておりますが、まず具体的には一般競争入札でありますけれども、これは現在対象とする工事につきましては、土木一式工事は設計金額8,000万以上、建築一式工事につきましては設計金額1億5,000万以上、舗装工事・その他の工事については設計金額1億円以上で執行させていただいております。

平成13年3月9日の閣議決定、それから平成18年5月23日の一部改正の閣議決定の中で、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の中では、不正行為を排除し、公正な競争が行われるよう適切な入札及び契約の方法が選択されなければならないとしております。そのためには、手続の客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと、そして入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いことが求められておるとしております。

一般競争入札におきましては、これらの点では大きなメリットを有しておりますが、不良・不適格業者の排除が困難であることや、競争参加資格の確認などに係る事務量が大きいことなどの問題があり、これまで一般競争入札については、先ほど申しました一定規模以上の工事を対象に行われてきました。

指針の中では、今後は資格審査の適正化及びこれに係る体制の充実を図りながら、できるだけ速やかに一般競争入札の拡大を図るものとしております。

最近では、豊明市が1億円以上の一般競争入札の範囲を2,000万以上にしたという事例もございましたので、他の自治体の事例を研究しつつ、一般競争入札の対象工事を拡大する方向で検討していきたいと思っております。

それから、特定建設工事共同企業体に係る工事でありますけれども、現在、建築工事については5億円以上、土木工事2億円以上の大規模かつ技術的難易度の高い工事につきましては、技術力の結集による工事の安定的な施工の確保と、地元企業の参画の機会を確保するために、共同企業体による一般競争入札を実施しております。しかしながら、どの自治体においても、特定建設工事共同企業体だけの入札の場合は、参加共同企業体の数は少ない傾向にあります。先ほどの指針の中でも、特定建設工事共同企業体により行われる工事でも、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格者がいるとき等については、適正な競争のための環境整備の観点から、これを入札に参加させるよう努めるものとしております。

今後、大規模かつ技術的難易度の高い工事につきましては、入札により多くの者の参加をさせることにより、適正な競争を図るため、共同企業体と単体有資格者の混合による入札を、今後検討していく考えでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） いろんな入札につきましては、地元業者の育成だとかというような問題もございますが、そういう諸条件も勘案しながら、公正な競争入札が行われて、予算の節約がされることを十分担保できる仕組みをつくっていただく。それから、先ほど次長の方から、どうして人件費と物件費がそんなふうになっておるか。私も、この皆さんがつくっていただいたやつを見なければ気がつかないことなんです、多分数字が間違っておることではないと思っておりますので、なぜそうなったのか、ぜひ、なるべく早い時期にこのことについては解明していただいて、よりよい方向に改善されることを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時からといたします。

~~~~~  
午前10時56分 休憩

午前11時01分 再開
~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、安井議員、お願いをします。

11番（安井光子君） 質疑に入ります前に、お配りいたしました資料でございますが、この資料は平成18年度から22年度までの決算主要成果報告書から拾ったものでございます。平成23年度は、市の報告を受けて書き入れたものでございます。ごらんください。

では、質疑に入らせていただきます。

弥富市の第2次行政改革大綱によりますと、これは平成22年から25年のものでございますが、定員管理の適正化について示してございます。小泉内閣の国と地方を挙げての行政改革推進法では、5年間で国家公務員を5%、地方公務員を4.6%以上削減、給与引き下げや規制改革と官業の民間開放の推進などを定め、行革が進められました。国の方針を受けて、弥富市でも平成19年3月、弥富市集中改革プランが策定・実施されました。平成23年2月、第2次行政改革大綱と実施計画が策定され、平成25年までの計画で進められております。

大綱の2ページには、比較的余力のある今だから、この緊急的かつ重点的に行政改革を断行する必要がある。本市では、行政を経営するという概念を強く導入して云々、実際に改革を担う職員の意識改革・能力開発を重視し、行政改革に強力に取り組んでまいりたいと書かれています。

まず、この考え方は小泉改革の地方版であり、小泉改革は、国民の大負担増による貧困と格差の拡大、小さな政府の名による規制緩和が進められ、国民から総反撃を食って、政界から退かざるを得なくなり、政権の交代が行われたのではありませんか。小泉改革の流れを受けてのこの市の大綱は、どこでだれが中心になってつくられたのでしょうか。また、毎年のチェックはどこで行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） これにつきましては、行政改革推進委員会という会に案を提案しまして、その答申に基づきまして市の方で決定したということでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） その、推進委員会というのは、どのようなメンバーで行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 今、メンバーの資料を手元に持っておりませんので、全部は言えない部分もございますが、例えば区長さん、商工会の会長さん、福寿会の会長さん、それから民生児童委員の会長さん、それと公募の委員の方等でございます。そのときのメンバーということでしたら、後ほど資料がございますので、それを見ていただくということをお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） じゃあ、後ほどメンバーの名簿をよろしく願いいたします。

それから年度ごと、ここにございますが、22年度では退職者が15名、採用予定者が14名、削減数が1名、23年度は退職者11名とか、あとは具体的に申し上げませんが、これ大綱の実施計画を見ていただいたらわかると思いますが、そこに具体的に書いてございます。毎年毎年のチェック、それが実際に実施されたのかどうか、そういうチェックというのはあるんでしょうか。例えば県に提出をするとか、国の方に出すとか、そういうチェックというのがあるんでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 集中改革プランのときは、国の指針に基づいてやっておりましたので、それを国等に提出するというものはございました。しかしながら、今の行政改革大綱等につきましては、国からの指示に基づいてつくっておるというものでございませぬ。他の自治体もそうでございますが、国からの指示がなくなったからといって、行政改革を推進しなければ行財政運営に行き詰まってしまうという観点から、これはほとんどの自治体がつくっていると思いますが、新たな行政改革大綱をつくったということでございます。したがって、これにつきましてはの実施結果を国や県の方に報告するという制度はございません。しかしながら、市の方で毎年毎年検証しまして、取り組み結果につきましては、ホームページで公表するという形でとっておるというところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） じゃあ、そのチェックというか検証ですね。毎年毎年、市長を中心にやっておみえになるんでしょうか。市の方のどういう部門でやられているんでしょうか、お尋ねします。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、総務の方から、採用・退職を含めた職員の管理の観点から御説明をさせていただきます。

先ほど、議員の方からも御説明がございましたけれども、定員管理については、国の指針に基づきまして、平成17年を基点としたおおむね5年間で4.6%を上回る職員数を削減する

ようにという指針がございまして、この目標に基づいて私どもも集中改革プランを策定し、この要請に従っておるところでございます。また、平成18年には、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律において、平成17年度を基点とした5年間で、職員数を4.6%以上純減させることの管理が厳格に要請されているものでございます。さらに、骨太方針2006において、国家公務員の定員削減目標と同程度の5年間で5.7%の定員純減を図るとともに、定員純減を平成23年度まで継続するようということもされております。

こうした中におきまして、本市は採用・退職の数を見ながら、職員の定員管理に努めております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 村瀬課長、だれを中心に点検をしているかということをお答えください。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 職員の採用につきましては、市長をトップとしまして、私ども人事の方と協議をさせていただきながら、全体の職員数について管理をしております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 特にここにおきましては、行革の中身はいろいろございますが、職員の定数の適正化、職員の定数の抑制とか削減について立ち入ってお尋ねをいたします。

大綱の13ページでございますが、職員定数の適正化基本方針では、本市では、今後10年間の間に職員の3分の1、116名が退職するという異常事態が発生します。この危機的な状況を、逆に抜本的な組織変革に向けた好機ととらえ、職員が担うべき業務分野を明らかにした上で、再雇用、嘱託職員、臨時職員などの活用や、事務事業のアウトソーシングの推進を図るとともに、国の公務員制度改革の動向を見ながら、派遣職員や任期つき職員等の活用を検討し、職員定数の抑制・削減に努めますと書かれております。

このお配りしました表を見ていただくとわかりますが、平成18年4月1日、367人の職員は現業部門がこのうち50名でございます。23年4月1日には349人、現業部門では39人と18人減っております。大綱の32ページ、平成22年度から25年度まで、先ほど申しましたように、退職者、採用予定者、削減数が示されております。市では、現在の職員を何人まで削減すると適正だと考えておみえになるんでしょうか、この点についてお尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず、全国の地方公務員の行政部門の職員数の推移を申し上げますと、平成18年度が102万7,000人、平成22年度が93万人でございまして、公務員の職員数は4年間で9万7,000人の削減、率にしますと8.8%減少しております。一方、本市の職員数は、先生がおっしゃられたとおりでございまして、4.9%の減であります。

そうした中、私ども職員数の適正な数が幾つかという御質問でございますけれども、私ど

もは、国の指針を注視しながら、今後も職員数の定数を、355名が今のところ上限となっておりますので、それに向けた数をもって、嘱託職員、OB、そして民間委託等々の推移を見ながら、この職員数の削減については、そういう状況を見ながらの兼ね合いで決めてまいりたい、そのように考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私が、現場の状況とか、保育所も現場を見せていただいたりしますと、保育所も本庁の職員もこれ以上の削減はもう限界ではないか、そのように私は認識をいたしております。

この一覧表では、23年度4月1日では、児童館が今まで6名の正職だったのがなしになっております。いこいの里では1名の正職が今年度はなしになっておりますし、十四山公民館、白鳥コミでも、正職は一人もありません。あと、そのなくなったところに、どのような方が配置されているのでしょうか、お尋ねをします。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 先ほどの先生の御質問の中にもございましたが、私ども、今後10年間で116名の退職者が出てまいります。そうした中、職員のOB等々も活用しながらこの穴を埋めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、嘱託職員の方が児童館など全部に配置されているのでしょうか。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

すべての場所ではございませんが、嘱託職員が配置できないところにつきましては、常勤的臨時職員、その他の職員をもって充て、その業務に支障がないように努めております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に、保育所のところを見ていただきますと、平成18年の4月1日は113名から、平成23年度4月1日では9人ふえて122名となっております。そのうちの20人は、給食婦さんで、現在、お聞きしましたら15名の保育士が産休でお休みになっているということでございました。実質87名、これは所長さんも主任さんも入れた数でございますが、正規保育士87名と105名の臨時保育士で保育が行われておる現状だと思えます。

3歳未満児の入所が昨今急増している中で、臨時保育士の募集、広報の9月号にも出ておりますが、専門職であるのに時給970円、時間も制限されるでは、生活がやっていけないと、大変厳しい雇用の状況だと考えます。

保育士さんたちは大変頑張ってくださいしています。子供たちが安心して保育してもらえる

ように、臨時の人を、もうこれ以上募集しても、なかなか募集に応じてもらえない、なかなか見つからない、こういう状況がずっと続いていると伺っております。臨時の方をこれ以上ふやすのではなく、必要な正規の保育士を入れるべきではないでしょうか。昨日も児童課に伺いましたら、3歳未満児が昨月から今月も14名ほど問い合わせがあった。その方が入れるかどうかは全くわからない状態であるということも伺いました。官製のワーキングプアと言われる人たちをこれ以上ふやすのはやめていただきたいと、私は考えます。

私の方へ投書が寄せられております。「2人目の子供を産んで産休に入ったら、預けていた上の子がやめさせられました。産休明けで預けられるか不安です。仕事はどうしても続けなければならないのに、何とかしてほしい」、こういう声も届いております。ぜひ、この点お考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 先生から、職員の状況についての一覧表をちょうだいしております。平成18年が、保育所に113名の職員がおりまして、23名が技能労務職、調理員さんでございます。そうした中、では実際の保育士はといいますと、90名であります。その中に15名の産休の職員がおるとするならば、75名になります。平成23年4月1日を見ていただきますと122名の職員がおりまして、20名が調理員さん等でございます。そうすると102名の職員がおるわけございまして、そのうち15名が産休等で休んでおるとするならば、87名になります。

表を見ていただきますと、一般職につきましては4.2%、先生の表から見ていただくと減をしておりますけれども、保育士については、保育の状況を勘案し、ふやしております。もし一般職と同じように削減するならば、6名の保育士がこれよりも減となるわけでございます。そういうことも勘案しながら適正配置に努め、採用の計画に当たっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 先ほども申し上げましたように、3歳未満児が今までの想像を超えた状況でふえていると伺っております。今の産休の方を除きますと、正職員の比率は、全体でいきますと45%、臨時保育士が55%を占めていると思います。実際に現業に携わっておられる方でございますが、この調子でいきますと、臨時保育士さんがどんどんふえていく状況でも実際には臨時保育士さんが見つからない、こういう事態も生まれております。

以前の質問でも言いましたように、やはり全体の削減計画がこうだから、実態をよくとらえていただきまして、実態でどうしても必要な場所には正規保育士さんをぜひ配置していただきたいと思えます。このように全体が減っている中で、保育士はわずかにふえているからというお話でございましたが、御努力はわかりますが、それ以上に需要と供給の関係という

か、ふえておりますので、また御検討いただきたいと思ひます。

それでは次に、全体の職員の配置について質問をいたします。

国は、お金を出さず、仕事は国から地方へとどんどん押しつけてきています。特に、ほかのところでもあると思ひますが、民生部関係は制度の改変で仕事が大変ふえていると聞いております。例えば減免制度、国保とか介護、その他福祉なんかでもございますが、減免制度など、せつかくいい制度をつくっても窓口で十分相談に乗れない。市は、コンピューターでその人と家族の状況は把握されております。あなたならこの制度を利用できますよ。申請してくださいと市民に丁寧に説明する時間もゆとりもないという声がございます。

新しく変わった制度を説明し、市民の皆さんにわかってもらおうと思うと、随分時間がかかります。若い方ですとのみ込みも早いかと思ひますが、高齢の方ですとなかなか理解していただくのが難しいと思ひます。そして、窓口で何人も待ってみると大変なことでございます。各課の職員数がぎりぎり、また削減されると、市民に対して心を通わせ、温かい親切な対応が難しく、職員が本当に力いっぱい頑張ってもらっても、サービスの低下にならざるを得ない場合がございます。

三宮議員の質問にもありましたように、弥富市の財政状況はそんなに逼迫したものではございません。今、どこの課へ行きましても、財政が大変だから、財政が大変だから、もう人はふやせない、こういうお話を一律にお聞きします。本当にそうなんでしょうか。私は、どうしても必要と思われるところには、市民へのサービスもでございます。総合的に判断していただき、職員をふやすことはできると思ひますし、またふやすべきだと考えます。この点についてはいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

昨今、安井議員も御承知のように、地方分権から地域主権という形の潮流、流れが起きておるわけでございます。これがどこまで進んでいくのかというのも、我々はしっかりと注視していかなくちゃならないわけでございますけれども、国から地方公共団体へ、そしてまた都道府県から市町村へという形の中のいろいろな権限の移譲、あるいは場合においては財源等も精査して移譲していくというような流れがございます。

そういう状況の中で、私ども地方自治体としての市町村の仕事の量というのが非常にふえてきております。また、さまざまな制度に対する改正・改変というようなことも、これは日常的でございます。そういった形の中で、常にその制度をまた新しくきちっと市民の皆様にご理解いただくようにしていかなければならない、仕事の量がふえてきておるわけです。

そういう状況の中で、私ども、先ほど所管の課長が話をしておりますように、国の定数管理、あるいは市町村における定員管理、職員における定員管理ということが要望される。そ

うしたことに対しては、仕事の量と、職員の数という形の流れが逆行しているという疑問もあろうかと思えます。しかし、定員管理の大きな目的というのは、御承知のように今900兆円を超える国の債務残高でございます。そういうような状況に対して、これは国としてもしっかりと考えていかなきゃならない、そんなようなことがあるわけでございます。そして、これからの適正管理という形に対する、いわゆる業務の効率化というものが求められ、最少の職員数で最大の効果が上がるように努力しなさいということだと思っております。

また、本市におきましても、平成18年に合併をいたしましたけれども、市民から見た市町村の合併の一つの大きな効果として期待されるのが、やはり行財政改革という中での職員数の問題等もあろうかと思えます。そういった形の中で、職員数の削減及びその適正配置ということにつきましては、今後も市として、しっかりと考えていかなきゃならないと思っております。しかしながら、市民の皆様から負託される、あるいは市民の皆様にお役に立つ場所でございますので、そういう状況の中で、いろんな仕事が滞ってはならないということは、常々思っておるところでございます。また、そういった職員に対しての過度の仕事が集中しないように、さまざまな組織的な改変等も含め、職員の健康管理には十分努めているところでございますので、御理解をいただきたい。そういう大きな潮流であるということをお理解いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 市長の方から、職員の健康問題について少し触れられましたが、私も大変心配をいたしております。最近、ある方は病気になってやめられた、またある方は入院をしていらっしゃる、こういうお話を聞いて、胸が痛んでおります。

職員の健康管理につきまして問題があるのではないかと。問題がなければよろしいんですが、病人がこのように出ているということは、どこかにやはり無理がいつているのではないかと、こういうことを考えます。今、病気で休んでおられる重い病気とか、メンタル等の職員は何人でしょうか。それとあわせて、有給休暇、生理休暇の取得率は、ここ数年の流れがわかったらお示しをいただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、職員の病気休暇等の状況について、報告をさせていただきます。

ただいま、病気休暇等をとっておられる職員は全体で4名でございます。なお、年次休暇の取得日数については、平成22年度で8.5日でございます。生理休暇についてはございません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 有給休暇につきましては、さかのぼっての数字は後で教えていただ

けますか。

議長（伊藤正信君） はい、後で。

11番（安井光子君） お願いいたします。

生理休暇については統計が出ていないのか、実際にとられていないのか、そこら辺のところをお話しいただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 生理休暇について統計はとっておりませんが、私が生理休暇についての承認権者になっておりまして、私は一度も判を押したことがございませんので、取得はゼロだというふうに考えております。もし、この件が間違っておれば、また先生の方に改めて御報告させていただきます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 女性が全体の何人がわかりませんが、若い方も多い職場の中で、生理休暇がとられていないということは大きな問題ではないでしょうか。女子の健康面、やはり労働基準法で示されている生理休暇について、皆さんにとっていただくように勧めたいと思います。それから、とれないような雰囲気というか、職場の実態にあるんじゃないか、そこら辺のところもぜひ検証をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 一度、実態について、きちんと整理してまいりたいと考えております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 何度も申しますが、大綱の13ページでは、人材こそが最も重要な経営資源と念頭に置いてということ云々と書かれております。人材が経営の資源、市役所は経営というふうに位置づけて、その資源が人材であるというふうに書かれておりますが、私は、知識が不十分かもわかりませんが、血の通った人間を物扱いのような書き方、それから温かい血の通った人間として扱われていないんじゃないかと、こういう印象を受けました。

以前、小泉改革の中で、前三重県知事の野呂知事が、人間愛のない冷淡な小さな政府論が蔓延していると自治日報で批判をされていたことを思い起こします。私も同じように感じました。財政的に厳しいから行革だという一面的な考え方や押しつけではなく、市民に信頼され、お役に立つ市役所はつくれるのではないのでしょうか。

先日のマスコミでも報道されておりましたが、東日本大震災で市町村の職員の方々が、不眠不休の救援活動や復興活動の中心的な役割を担っておみえでした。しかし、その前から職員数を減らしてきたことが、救援・救済・復興の大きな痛手となった、このことが報道されておりました。必要なところには必要な人材を配置して、この弥富市でも心の通った市民

とのコミュニケーションがとれれば、職員の皆様は元気に誇りを持って仕事に打ち込めるのではないのでしょうか。そして、将来のまちづくりのため、職員も市民も力を合わせることができるのではないのでしょうか、私はこのように考えます。市の御見解を伺います。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 御質問にお答えをさせていただきます。

先生のおっしゃるとおりだと思っております。私どもの人材は「人財」ということで、市長も常々言っております。ですから、研修にも非常に積極的であり、また職員の健康管理についても、常日ごろの課長会等で、体を大切にするように、家族とのきずなを大切にするよということの話もございます。そんな中の「財」でございますので、御理解をいただきたいと思っております。決して物ではございません。よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私も承知しております。きちんと、括弧して「人財産」と書いてございました。しかしながら、庁舎内で財政が厳しいから大変だ大変だという空気が全体に蔓延していると思っております。それで、職員の皆様は、やっぱりもう1人職員が欲しいんだけどなあとか、そういうこともぼろっとお聞きすることもございます。だから、大幅に、無制限にこれだけふやしてほしいというのではなく、やはり市民と心が通う市をつくるためには、行財政改革という課題がありますが、実態をよく聞いていただいて、ここではどうしても必要だから1人ふやそうとか、ここにも1人ふやそうとか、職員の皆様は宝でございますので、本当に市民のために先頭に立って働いていただくために、ぜひ、私が申し上げましたような御配慮もいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答えを申し上げます。

財政厳しいのは、異口同音だと思っております。大変厳しい状況であることには、変わりございません。しかし、仕事の量ということにつきましては、先ほども言いましたように大変な仕事の量を職員が抱えるわけでございますので、特に昨今、民生部門における仕事の量がふえてきておるわけでございます。私どもといたしましては、その仕事の量と職員の数ということに対しては、やっぱりマッチングしてなきゃいかんというふうに思っておりますので、毎年毎年、そのことにつきましても精査をしておるわけでございますけれども、議員の御意見も伺いながら、さらに精査をしていくということをお約束させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 以上で質疑は終わります。

本案17件は、お手元に配付をした議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託をします。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午前11時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 三浦義美

同 議員 中山金一